

平成28年10月14日

平成28年度（第70期）司法修習生採用内定者 殿

司法研修所事務局長

司法修習生の兼業について（事務連絡）

司法修習生は、修習期間中、修習に専念すべき義務を負っており、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができないとされ、兼職・兼業が原則として禁止されています（裁判所法67条2項、司法修習生に関する規則2条）。

この点、司法修習生の兼業の許可について、平成25年6月26日、政府に設置された法曹養成制度検討会議の最終取りまとめにおいて、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和し、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ること（以下「対象業務」という。）を認めるべきとの提言がされ、同年7月16日に開催された法曹養成制度関係閣僚会議において、上記最終取りまとめを是認する内容の決定がされました。

そこで、最高裁判所において、こうした状況等も踏まえて兼業許可の在り方について検討した結果、対象業務については、事例ごとに個別具体的な事情を確認する必要があるものの、その業務内容に照らし、休日等に行う限りにおいては、許可しても差し支えない場合が多いと考えられることから、この点に関するこれまでの取扱いを緩和しています。

については、司法修習中に対象業務を行おうとする場合には、別添の申請書式を利用するなどして、兼業許可申請書を司法研修所事務局企画第二課調査係宛てに提出する

方法（ただし、配属庁会における実務修習中はその配属庁会の司法修習事務担当者宛てに提出する方法）により、最高裁判所に許可の申請をしてください。

なお、許可の判断にはある程度の期間を要するため、兼業の許可が必要な場合には、十分な余裕を持って申請してください。

(法科大学院等)

兼業許可申請書

最高裁判所 御中 平成 年 月 日	申請人	住所	〒 ー			
		電話	()			
		ふりがな		修習地	組	番号
		氏名	印			

添付書類	☐ 求人票写し ☐ 労働条件通知書(案)写し又は契約書(案)
------	--

下記の内容について、兼業の許可を申請します。

なお、兼業が許可された場合は、業務に従事するに当たり、修習専念義務を遵守することを誓います。

1 雇用主	住所						
	名称	電話()					
2 業務内容等	☐ 講義・ゼミの講師 ☐ 教材作成 ☐ 答案添削・採点 ☐ その他() (具体的な業務内容・業務量等を記載してください。)						
3 雇用条件等	(1) 雇用期間	☐ 平成 年 月 日(□許可され次第)～平成 年 月 日まで ☐ その他(具体的な雇用期間等を記載してください。)					
	(2) 従事場所	☐ 上記1の雇用主住所に同じ ☐ 自宅 ☐ その他(具体的な従事場所等を記載してください。)					
	(3) 業務従事時間等	☐ 休日のみ ☐ 平日のみ ☐ 休日・平日の両方 (具体的に業務に従事する(見込みの)曜日・時間等を記載してください。)					
	(4) 報酬	1か月当たりの報酬(見込み)額 _____円 ☐ 時給_____円 ☐ 日給_____円 ☐ 答案添削・採点等の場合 1通当たり _____円 ☐ その他(具体的な事情等を記載してください。)					

※ この申請書に書ききれない場合には、適宜「別紙」を利用するなどしてください。

※ 許否の判断には、ある程度の期間を要するため、雇用の開始までに十分な余裕を持って申請してください。